

避難行動要支援者の 避難支援対策手引 第3版



秦野市

目 次

1	目的	1 ページ
2	自助・共助・公助の役割と連携について	2 ページ
3	避難行動要支援者とは	3 ページ
4	避難行動要支援者登録名簿の作成等	
(1)	避難行動要支援者登録名簿の記載事項	4 ページ
(2)	避難行動要支援者登録名簿の更新	4 ページ
5	避難支援等関係者への名簿提供	
(1)	避難支援等関係者	4 ページ
(2)	避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供	5 ページ
(3)	避難行動要支援者の名簿掲載同意確認	5 ページ
(4)	避難支援等関係者の協力団体	5 ページ
6	個別避難計画の作成等	
(1)	個別避難計画の作成	6 ページ
(2)	個別避難計画の記載事項	6 ページ
(3)	個別避難計画の更新	6 ページ
7	個人情報の保護	6 ページ
8	避難支援等関係者による支援	
(1)	情報伝達	6 ページ
(2)	安否確認	8 ページ
(3)	避難支援	8 ページ
(4)	避難の方法	9 ページ
(5)	避難支援等関係者の安全確保	10 ページ
(6)	秦野市災害時要配慮者支援班の設置	10 ページ
9	支援体制の構築	
(1)	自治会・自主防災会の取組	12 ページ
(2)	民生委員児童委員の取組	12 ページ
10	避難行動要支援者の訓練の実施	13 ページ
11	自助と共助の取組方法	
(1)	住まいの安全な環境づくり	14 ページ
(2)	非常持出品の準備	15 ページ
(3)	備蓄品の準備	16 ページ

(4) 災害時に備えて心がけること - - - - -	16 ページ
・ひとり暮らしの高齢者のために - - - - -	16 ページ
・高齢や病気により介護が必要な人のために - - - - -	17 ページ
・目の不自由な人のために - - - - -	17 ページ
・耳の不自由な人のために - - - - -	18 ページ
・音声言語障害の人のために - - - - -	18 ページ
・肢体の不自由な人のために - - - - -	19 ページ
・精神的な疾患を有する人のために - - - - -	19 ページ
・内部障害や病気の人のために - - - - -	20 ページ

12 様式

(1) 避難行動要支援者登録名簿 - - - - -	21 ページ
(2) 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画書の作成に伴う 同意申請書 - - - - -	22 ページ
(3) 個別避難計画書 - - - - -	23 ページ

1 目的

東日本大震災では、亡くなられた方のうち65歳以上の高齢者が55%を超えるなど、高齢者や障害者が、地震に限らず自然災害が発生した際に被害に巻き込まれる可能性が高く、これら迅速な避難が難しい人への避難支援は、災害による被害を最小に抑えるために重要な課題となっています。

大規模地震発生時には、鉄道の運行停止、道路の損壊などにより交通事情が混乱するとともに、ライフラインの復旧や二次災害による火災への対応から、市をはじめ消防や警察等の防災関係機関が行える活動（公助）にはおのずと限界が生じてしまいます。

阪神淡路大震災では、家屋の倒壊により閉じ込められた人のうち、約8割が警察、消防、自衛隊による救助ではなく、家族や近所の人によって救出されたという調査報告があります。

阪神淡路大震災以後の大規模地震発生時でも、住民の安否確認、行方不明者の搜索、避難所の運営及び炊き出しなどが、地域の人々の手によって行われてきましたが、日頃から住民同士の結びつきが強い地域ほどこうした活動が円滑に行われていたと言われています。

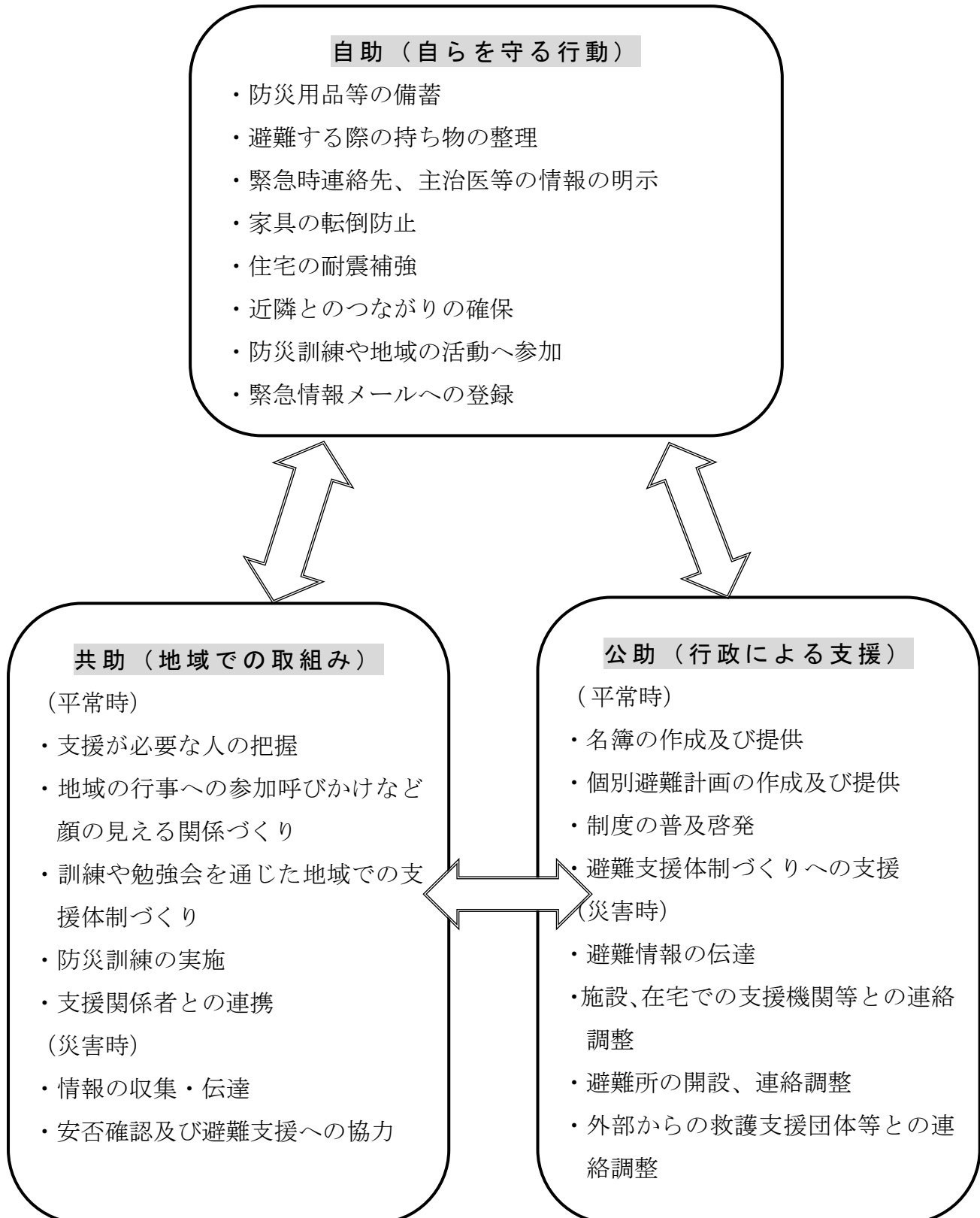
災害が大きくなればなるほど、地域の助け合いがより重要になってくるということです。

こうしたことから、「自分の命は自分で守る」（自助）、地域住民による「自分たちのまちは自分たちで守る」（共助）といった地域ぐるみの支援体制を主体とし、避難に手助けが必要な人への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全を強化することを目的としてこの手引を作成しました。



2 自助・共助・公助の役割と連携について

「自助」と「共助」と「公助」が、それぞれの役割を明らかにしたうえで、連携を図り、避難のために支援が必要な人への体制を構築していくことが重要です。



3 避難行動要支援者とは

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人を「要配慮者」といいます。

要配慮者のうち、災害発生時自力で避難することが困難な在宅者で、円滑かつ迅速な避難をするために周囲の支援が必要な次の要件に該当する人を「避難行動要支援者」といいます。

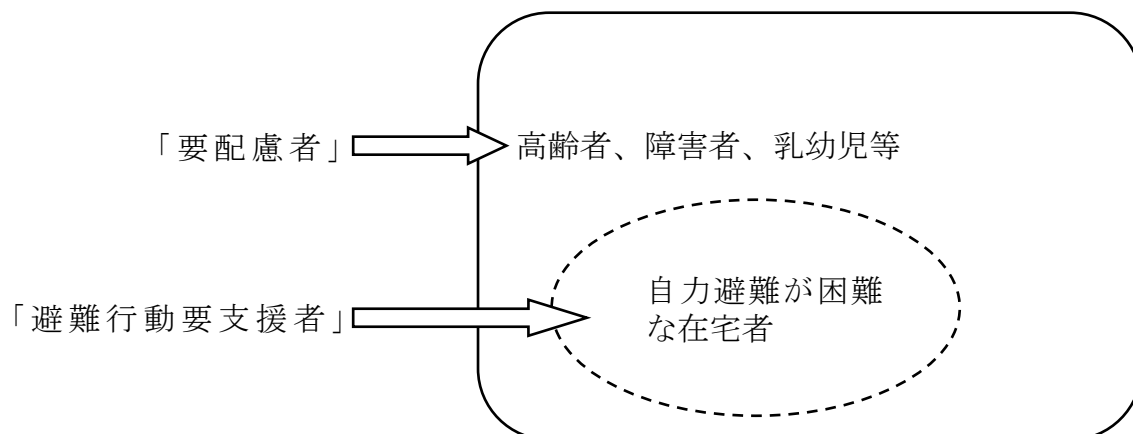
地域での避難支援体制づくりのために市が名簿を作成し、自治会・自主防災会、民生委員児童委員等の支援者にあらかじめ配布します。

避難行動要支援者：自力避難が困難な在宅者

- ① 要介護度が3～5の人
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する人（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
- ⑤ 指定難病（難病のうち厚生労働大臣が定める疾病）に該当し、早急の避難が必要な人
- ⑥ 上記以外で自治会・自主防災会、民生委員児童委員等が支援の必要を認め、本人が同意した人

※ 福祉・介護・医療施設等の入所者については、当該施設内での安全確保の対応が可能と考えられるため、対象外とします。

「要配慮者」と「避難行動要支援者」の関係



4 避難行動要支援者登録名簿の作成等

(1) 避難行動要支援者登録名簿の記載事項（23ページ参照）

避難行動要支援者登録名簿には、次の事項を記載します。

避難行動要支援者登録名簿の記載事項

- ① 住所又は居所（二次元コード含む）
- ② 氏名
- ③ 年齢
- ④ 性別
- ⑤ 電話番号、その他連絡先
- ⑥ 要支援者の対象者区分
- ⑦ 備考（避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項）

(2) 避難行動要支援者登録名簿の更新

要配慮者の状況は日々変化することから、災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、市は名簿情報の更新及び名簿対象者の新規追加、削除を半年に1回行い、該当する自治会・自主防災会、民生委員児童委員等に情報提供します。

5 避難支援等関係者への名簿提供

(1) 避難支援等関係者

次に掲げる人を避難支援等関係者とし、平常時から名簿情報の提供を行います。

避難支援等関係者

- ① 自治会・自主防災会
- ② 民生委員児童委員
- ③ 消防機関（消防団含む）
- ④ 警察
- ⑤ 地域高齢者支援センター

(2) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者登録名簿は、平常時から自治会・自主防災会、民生委員児童委員等の避難支援等関係者に提供し、情報を共有し連携を図ることで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつきます。

そのため、災害対策基本法第49条及び個人情報保護法上の規定を根拠とし、本人又は家族の同意を得たうえで、支援等に必要な情報を同名簿に掲載し、避難支援等関係者に事前に提供します。

なお、避難行動要支援者の要件⑥に該当する「上記以外で自治会・自主防災会、民生委員児童委員等が支援の必要を認め、本人が同意した人」については、「避難行動要支援者登録申請書兼情報提供同意書」（22ページ参照）を市に提出することにより同名簿に掲載します。

(3) 避難行動要支援者の名簿掲載同意確認

避難支援等関係者へ平常時提供する名簿への個人情報の掲載に同意する場合は、同意書により市に申し出ること、名簿に掲載します。

避難支援等関係者へ平常時提供する名簿への個人情報の掲載を希望しない場合は、不同意等の申し出をすること、名簿から除外します。

(4) 避難支援等関係者の協力団体

避難支援のアドバイスを行うなど、避難支援等関係者に協力する次の関係機関を協力団体とします。

協力団体

- ・ 秦野市介護支援専門員協会
- ・ 秦野市指定特定相談支援事業所

6 個別避難計画の作成等

(1) 個別避難計画の作成

避難行動要支援者への避難支援等をより実効性の高いものとするために、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成します。

(2) 個別避難計画の記載事項

23、24ページ参照

(3) 個別避難計画の作成同意確認

避難支援等関係者へ平常時提供する名簿への個人情報の掲載同意確認と合わせて、個別避難計画書の作成同意確認を行い、同意書により市に申し出ること、計画書を作成します。

個別避難計画書の作成を希望しない場合は、市に不同意等の申し出をすることで、計画書の作成対象から除外します。ただし、その場合、避難支援等関係者へ平常時提供する名簿への個人情報の掲載も行わないものとします。

(4) 個別避難計画の更新

要配慮者の状況は日々変化することから、災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、市は計画の更新、新規作成及び削除を行い、該当する避難支援等関係者に情報提供及び削除した計画の回収を行います。

7 個人情報の保護

名簿及び個別避難計画の情報提供を受けた避難支援等関係者は、法律上、秘密保持義務が課せられていますので、その取扱いには十分注意が必要です。

そこで、名簿等はできるだけ施錠可能な場所に保管し、情報共有等のために複写する際も必要最小限にすることで、名簿等が紛失しないよう管理を徹底する必要があります。

8 避難支援等関係者による支援

災害発生時、地域の避難支援等関係者による支援は、大きく情報伝達、安否確認、避難支援の3つに分類されます。

(1) 情報伝達

ア 避難を促す情報

① 高齢者等避難

避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促す避難情報です。

② 避難指示

対象地域の居住者、滞在者等の生命又は身体を保護することを目的として、安全な場所への立ち退きを求める避難情報です。

③ 緊急安全確保

既に災害が発生している、または災害の危険性が切迫している場合に、対象地域の居住者、滞在者等に緊急安全確保行動を求める避難情報です。

イ 危険を伝える警報

① 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生危険性が高まった場合に神奈川県と横浜地方気象台が発表する情報であり、市は、この情報を参考に土砂災害に係る避難情報を発令します。

② 緊急地震速報

地震発生時に、震源に近い地震計がとらえたデータを基に震度4以上の強い揺れが予測される地域に、瞬時にテレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線等を通じてお知らせする情報です。

直ちに、身を守る行動をとってください。

ウ 情報伝達手段

災害時の情報等については、市から、次のとおり多様な手段により伝達します。

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
防災行政無線による放送 (フリーダイヤルサービス 0120-540-822)	○	
プッシュ型電話・FAX 配信サービス(登録制)	○	○
広報車両等による広報活動	○	
緊急情報メール(登録制)		○
緊急速報メール(緊急地震速報と同様)		○
TVKデータ放送での表示		○
防災気象ウェブへの掲載		○

総合防災情報システムへの掲載		○
市ホームページへの情報の掲載		○
市公式 LINE への情報の掲載		○
危機管理 X（旧ツイッター）への掲載		○
Yahoo!防災速報アプリへの掲載		○

エ 避難の声かけ

避難行動要支援者は、避難等に関する情報収集ができないことや行動に時間を要する場合があります。危険が差し迫っている場合など、状況によっては避難支援等関係者が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難を促す情報等を伝えることが必要となります。

(2) 安否確認

災害発生時に、被害を最小に抑えるためには、避難行動要支援者の安否をより早く、正確に確認し、住宅倒壊等により避難が必要な場合は、いち早く支援することが、大切になります。

いざという時に迅速な安否確認を行う体制を構築するため、避難行動要支援者を含めた訓練を実施することで、地域の防災力が高まります。

【安否確認の仕方の例】

- ① 自治会組織と連携し、組、班ごとの安否確認シートによる地域全体の安否確認
- ② 「わが家は大丈夫」サイン掲示による安否確認
（黄色いハンカチ運動等）
- ③ 避難行動要支援者登録名簿による安否確認
発災直後は、まず安否確認を行い、状況に応じて、救出・救助活動、避難支援等を行うこととなります。
平常時から地域の集合場所等を拠点とした安否確認訓練などに取り組みましょう。

(3) 避難支援

避難行動要支援者と避難支援等関係者が、平常時から相互にコミュニケーションを図りながら、どのような支援が必要かなど十分話し合って信頼関係を深めておくことが大切です。

避難支援等関係者は、避難支援を行います。が無理な状況での避難支援は、むしろ被害を増大させることもあることから、人手が足りない場合には、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行うものとします。

また、専門的な技術や知識が必要な場合は、無理な活動は行わず、行政機関等への救助の要請を行うものとします。

(4) 避難の方法

避難所への避難だけではなく、住宅に被害がなかったときや夜間等で外の安全確認ができないときなどは、家屋内に留まって安全を確保することも避難行動の一つとなります。

ア 立ち退き避難

避難する場合、周囲の状況などに応じて自ら判断し、行動に移ることになります。広域避難場所や安全な場所へ移動する避難を「立ち退き避難」といいます。

【立ち退き避難の例】

- ① 指定避難場所への移動
- ② 安全な場所への移動（公園、親戚や友人宅等）
- ③ 風水害時に近隣の高い建物等への移動

イ 屋内安全確保

災害が発生し、又は、切迫している場合に屋外で移動することにより、かえって危険が及ぶ恐れがある場合は、屋内での待避等の安全確保を行います。

屋内安全確保とは、自宅の中でもがけの反対側の部屋等のできるだけ安全を確保できる場所に留まる「待避」、屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」をいいます。

ウ 緊急安全確保

立ち退き避難を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難することができず、指定避難場所等への立ち退き避難を安全に行えない可能性がある場合に、身の安全を可能な限り確保するため、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することを「緊急安全確保」といいます。

【支援等相談窓口】

内容	窓口	連絡先
要配慮者の避難支援、施設入所相談	災害時要配慮者支援班	82-7616 (障害) 82-7394 (高齢)
要介護者の避難支援	本町地域高齢者支援センター	75-8907
	南地域高齢者支援センター	84-2250
	東・北地域高齢者支援センター	81-0990
	大根地域高齢者支援センター	76-5208
	西地域高齢者支援センター	73-5751
	渋沢地域高齢者支援センター	79-6532
	鶴巻地域高齢者支援センター	79-9040
障害者の避難支援	秦野市地域生活支援センター 「ぱれっと・はだの」	80-3294
災害全般、避難所	災害対策本部	82-9621

(5) 避難支援等関係者の安全確保

- ア 災害が発生した場合、避難支援等関係者は、まず自分や家族の身の安全を確保してください。
- イ 自身の安全を確保したうえで、避難に関する支援を可能な範囲で行ってください。
- ウ 避難支援等関係者となっても、支援を行う法的義務を負うものではありません。

(6) 秦野市災害時要配慮者支援班の設置

市では、震度5弱以上の地震が発生したとき又は大雨等に関する警報が発令され、局地的災害が発生したときの警戒体制を整えたときは、直ちに「災害時要配慮者支援班」を設置し、自治会・自主防災会への情報提供、指定避難所との連携、協定施設（11ページ参照）への受け入れの調整・搬送、支援関係団体等との連絡調整などを行います。

【協定施設】

区分	施 設	住 所	連絡先
(特別養護老人ホーム) 介護老人福祉施設	湘南老人ホーム	下大槻 1169-2	76-7580
	寿湘ヶ丘老人ホーム	千村 497-1	88-4150
	菖蒲荘	三廻部 508-2	88-7651
	湖	平沢 2426-1	84-6565
	はだの松寿苑	戸川 381-12	74-2003
	田原の里	西田原 360-1	63-3577
	秦野陽光園	曽屋 1177-1	72-7642
介護老人保健施設	みかん	平沢 2407-2	84-4165
	ライフプラザ鶴巻	鶴巻北 3-1-3	69-3741
	ミノゲール	蓑毛 164-1	81-1488
	めぐみの里	渋沢 1296-1	89-2225
	ひまわりの里	西大竹 914-1	85-5011
介護医療院	鶴巻温泉病院	鶴巻北 1-16-1	77-1311
障害者福祉施設等	秦野精華園	南矢名 3-2-1	77-8811
	希望の丘はだの	南矢名 4-27-20	72-8030
	松下園	戸川 454-1	75-2511
	くず葉学園	菩提 2058-2	75-3221
	やまばと学園	渋沢 2620-2	87-1188
	弘済学園	北矢名 1195-3	77-3222
	うぐいすの家	西田原 146	83-3200
	みのりの家	渋沢 1480-1	80-2332
	丹沢レジデンシャルホーム	菩提 1711-2	75-3300
	ライフステージ・悠トピア	南矢名 1955	69-1222
	秦野支援学校	落合 500	81-0948

9 支援体制の構築

自治会・自主防災会、民生委員児童委員等が互いに連携を図りながら支援体制を構築することが必要です。

(1) 自治会・自主防災会の取組

この避難支援の制度は、地域の共助の精神で成り立つものであり、できる範囲で避難行動要支援者に支援の手を差し伸べることにより、ひとりでも多くの人の命を救うことにつながります。そのためには、日ごろのコミュニケーションが大切となりますので、避難行動要支援者に対し、地域の行事や防災訓練への積極的な参加を促すなどの取組を検討する必要があります。

また、避難行動要支援者が自治会に未加入であっても、地域住民が連帯して活動する防災組織である自主防災会を中心とした地域での支援をお願いするものですが、この避難支援の取組をきっかけとして、自治会活動やご近所の大切さも合わせて理解を得る必要があります。

平常時	避難行動要支援者の把握
	自治会行事等への参加の呼びかけ
	地域で取り組む防犯パトロールなどの際の声かけ
	防災訓練や勉強会の実施
	民生委員児童委員等の地域の支援者との支援体制の確立
災害時	避難行動要支援者への避難情報等の伝達
	避難行動要支援者の安否確認及び避難支援 (家族等の緊急連絡先、市、他の避難支援等関係者、協力団体への連絡を含む)

(2) 民生委員児童委員の取組

災害発生時、民生委員児童委員は、複数の避難行動要支援者の避難支援をすることは難しいため、「災害時民生委員児童委員活動マニュアル」に基づいて、自治会・自主防災会の一員として避難支援に協力することになります。

そこで、日ごろから自治会・自主防災会と支援体制の情報交換等を行い、もしものときのために備えておくことが必要です。

平常時	避難行動要支援者の把握
	民生委員児童委員間、他の避難支援等関係者、協力団体との連携体制の確立
	自治会や自主防災会の訓練や勉強会への積極的な参加
災害時	自治会・自主防災会の一員として支援活動に協力

10 避難行動要支援者の訓練の実施

避難行動要支援者を迅速かつ適切に避難させるためには、避難行動要支援者本人を含めた地域住民の日ごろからのつながりや信頼関係が不可欠となります。普段の防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等により、地域における連携を深める必要があります。

このため、毎年実施する総合防災訓練や地域ごとの訓練の際に、避難行動要支援者に対する情報伝達や安否確認、避難経路の確認等を行い、地域全体の防災意識の向上を図りましょう。

防災訓練のポイント

- ① 確実に情報伝達、安否確認ができるか。
- ② 予定していた避難ルートは安全か。
- ③ 予定していた避難支援方法で大丈夫か。
- ④ 避難完了後の報告を確実に行えたか。
- ⑤ 互いに声を掛け合い、協力し合えたか。



災害図上訓練『DIG』のすすめ

DIG（ディグ）とは、災害時に想定される危険等を地図上に書き込んでいく訓練です。

秦野市では、地域みなさんが自分の住んでいる場所に起こりうる災害について、正しい知識を身に付け、減災のためにできること（やるべきこと）を具体的に考えていただくための手段として、DIGを推奨しています。

秦野市では、DIGを行う避難支援等関係者に対し、講習会等を行いますので、防災課までお問い合わせください。

11 自助と共助の取組方法

高齢者や障害者のみならず、すべての市民は、地震や風水害などの自然災害によって、危険にさらされることがあります。

そのときに、「何ができたか」、「何ができていたか」、また、「地域の防災力」によって生死が分かれることもあり、被害の程度も変わります。不意に襲ってくる災害から身の安全を守るため、特に自力での避難が困難な家庭では、日ごろからの備えが何よりも大切です。

(1) 住まいの安全な環境づくり

地震の時は、身の安全を最優先に行動することが大切です。ケガをすると、火の始末や避難ができなくなります。そのためにも住まいの安全な環境づくりが必要です。自分や家族だけでは困難なときもあるので、平常時から近所の人などに声をかけ、協力を求めましょう。

① 昭和56年以前建築の住宅は耐震化に取り組みましょう。

② 家具の転倒防止に取り組みましょう。

③ 落下物の防止を心がけましょう。

- ・テレビや花瓶などの重いものは、高い所に置かないようにしましょう。

- ・照明器具や額縁などが落下しないよう、点検しておきましょう。



④ 割れたガラスでケガをしないよう飛散防止の対策をしましょう。

- ・窓や食器棚のガラスには飛散防止フィルムなどを貼りましょう。

- ・寝室の窓は、厚手のカーテンが効果的です。

⑤ 寝室には、特に安全な空間を確保しましょう。

- ・できるだけ家具を置かないようにし、また、家具の近くで寝ないようにしましょう。

- ・枕元には、懐中電灯やラジオを備えておきましょう。避難の際飛び散ったガラスでケガをしないように履物があると便利です。

⑥ 家族の中で、役割を決めておきましょう。

⑦ 出口に障害となる物を置かないようにしましょう。

⑧ 塀のひび割れやぐらつきを点検しましょう。

(2) 非常持出品の準備

次の例を参考にして非常持出品を用意し、リュックサックやカバンに入れておきましょう（個々の事情に応じて持出品は工夫しましょう）。

- ☐ 現金（小銭も忘れずに）
- ☐ 通帳のコピーなど（障害者手帳、健康保険証、運転免許証なども）
- ☐ 非常用食品
【火を通さないで食べられるもの】
（栄養補助食品やゼリー飲料など）
- ☐ 飲料水（500ml）
- ☐ 救急用品（常備薬やマスクなど）
- ☐ 筆記用具（鉛筆やメモ帳など）
- ☐ 懐中電灯、携帯ラジオ
（乾電池は定期的に入れ替えましょう。）
- ☐ 帽子、軍手（できればヘルメットを）
- ☐ 生活用品（洗面具、タオルや使い捨てカイロなど）
- ☐ 衣類（季節ごとに入れ替えましょう。下着類も忘れずに）
※ 家族の病気や障害等に応じて必要な物を用意しましょう。



(3) 備蓄品の準備 ★普段の備蓄と不断の備蓄を★

次の例を参考に最低でも3日間、可能であれば1週間程度を用意しておきましょう。

【日ごろの買い置きを少し多くし、家族に合わせた食品を備えましょう。】

- 飲料水は1人3ℓ／日 生活用水は1人10～20ℓ
- ペットボトル飲料（お茶、野菜ジュース等）、果物（水以外の水分補給）
- レトルト食品、インスタント食品、缶詰め（缶切を忘れずに）
- ランタンやライト
- カセットコンロ（ボンベ）、小鍋、紙皿など
- アルミホイル、ラップ、ウェットティッシュ

※ 生活用水として風呂の水を残しておくとし断水時、水洗トイレの水に利用できます。

(4) 災害時に備えて心がけること

ひとり暮らしの高齢者のために

近所の人との付き合いが少ないことなどから、災害情報が伝わらなかったり、支援を受ける機会を逸してしまったりするおそれがあります。

① 自分の身を守るために心がけること

- ・近所の人とのコミュニケーションを密にして、災害時の緊急情報の提供などの協力をお願いしておきましょう。
- ・緊急時の連絡先など、必要な事項はメモを作成し、携帯しましょう。

② ひとり暮らしの高齢者に必要とされる支援

- ・日ごろから隣近所のふれあいが大切であり、見守り合える関係をつくりましょう。
- ・いざというときのために、地域の老人クラブへの入会など、社会参加を積極的に呼びかけましょう。

高齢や病気により介護が必要な人のために

高齢者は、年齢とともに行動能力が衰え、さらに、認知症などの病気が伴うと、災害時の適切な対応が困難となります。

① 自分の身を守るために本人や家族が心がけること

- ・日ごろから家族や近所の人とのふれあいを通して、万一の対応など協力を依頼しておきましょう。
- ・常備薬の準備や通院ができない場合などの対応について、あらかじめ医師、介護支援専門員などと相談しておきましょう。
- ・寝たきりの人の避難・搬送については、家族だけでの対応が困難になります。近所の人に協力をお願いしましょう。

② 高齢や病気により介護が必要な人に必要とされる支援

- ・緊急搬送が必要な事態の寝たきりの人の避難には、担架などを活用する必要があります。可能であれば準備しておきましょう。簡易担架の作り方も覚えておくと役立ちます。

緊急性が高くない場合は、秦野市災害時要配慮者支援班や介護支援専門員に相談し、対応を依頼することも可能です。

目の不自由な人のために

普段は問題なく生活している場所でも、災害によって安全に行動できなくなります。

その結果、危険を回避することが困難となることから、周りの人の協力がとても大切です。

① 自分の身を守るために本人や家族が心がけること

- ・日ごろから近所の人とコミュニケーションをとり災害時の援助をお願いしておきましょう。

また、災害時の合図を決めておきましょう。

- ・外出時に災害が発生したときは、周りの人に目が不自由なことを伝え、支援をお願いしましょう。

② 目の不自由な人に必要とされる支援

- ・まず声をかけ、どんなお手伝いができるかを尋ねましょう。
- ・誘導する際は、ひじをつかんでもらい、階段などの段差に気を配りながら、ゆっくり歩きましょう。
- ・災害の状況や必要な情報を伝え、安心感を持ってもらいまし



よう。

- ・行き先や方向などを伝え、安全な方法で誘導しましょう。

耳の不自由な人のために

音からの情報判断が困難となり、テレビやラジオ、電話での情報収集が難しく、適切な行動をとることや状況を正しく認識することが困難となります。周りの人が協力して、支援することが大切です。

① 自分の身を守るために本人や家族が心がけること

- ・外出時は、筆談のためにメモ帳と筆記用具を携帯しましょう。
- ・重要な情報は音声によるものが多いため

緊急情報メールに登録しておくとともに筆談などで積極的に情報収集に努めましょう。

② 耳の不自由な人に必要とされる支援

- ・音声による情報が伝わりにくいため、筆談や身振りなどで適切に情報提供しましょう。
- ・口の動きで言葉を理解できることもあります。

できるだけ口を大きく開けて話しかけましょう。

- ・電話回線が機能しているときは、ファクスやインターネットメールも情報提供の手段として活用しましょう。



音声言語障害の人のために

助けを求めるなど、自分の状況を伝えることが困難となりますので、周りの人の支援がもっとも大切です。

① 自分の身を守るために本人や家族が心がけること

- ・状況により、筆談も効果的な場合があります。メモ帳や筆記用具の携帯を心がけましょう。

② 音声言語障害の人に必要とされる支援

- ・相手の言葉を注意深く聞き取るように心がけましょう。
- ・メモなどを活用して情報の提供に努めましょう。

肢体の不自由な人のために

自力で災害に対応する行動が制限されることもあり、周りの人の援助が大切です。

① 自分の身を守るために本人や家族が心がけること

- ・車椅子や歩行補助具など避難に必要なものはすぐ使える場所に置きましょう。
- ・災害が起きても車椅子の通行に支障が起きないように、通路の確保に心がけましょう。



② 肢体の不自由な人に必要とされる支援

- ・肢体の不自由な人には進んで声をかけ適切な情報提供と支援に努めましょう。
- ・行き先などを伝えながら、安全な方法で誘導しましょう。

精神的な疾患を有する人のために

多くの人は自分で判断し、行動することができます。また、適切な治療と薬の服用により、症状をコントロールできます。しかし、災害の発生による環境の変化によって、精神的な動揺が高まる場合があります。恐怖感を与えないように、周囲の人は絶えず見守り、言葉をかけることが大切です。

① 自分の身を守るために本人や家族が心がけること

- ・日ごろから服用している薬は、医師と相談のうえ備えておきましょう。
- ・近所の人に、万一の場合の協力をお願いしておきましょう。

② 精神的な疾患を有する人に必要とされる支援

- ・ご家族に支援内容等を確認しながら、ご家族と一緒にできることを援助します。
- ・精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせるように、安心できる言葉をゆっくりとかけ続けましょう。
- ・適切な治療と薬の服用を継続することで症状をコントロールしましょう。
- ・避難誘導の際は、常備薬を持っているか、受診に必要なもの（保険証、診察券など）を持っているかを確認しましょう。

内部障害や病気の人のために

災害の状況によっては、通院することが困難な場合があります。人工透析やインスリン注射など、時間的な課題も考慮に入れて、日ごろから対処方法を検討しておく必要があります。

① 自分の身を守るために本人や家族が心がけること

- ・かかりつけの医師に災害時や通院できないときの対処を確認しておきましょう。

- ・医療機器（人工呼吸器、気管切開、在宅酸素、胃ろう、経管栄養、点滴、人工膀胱・肛門、ペースメーカー等）を使用していたり、日常的に気管内・口鼻腔吸引などが必要な人は、災害時の電源、避難方法、必要な物品、留意事項等をあらかじめかかりつけの医師や訪問看護ステーションの職員等と相談しておきましょう。

- ・本人や家族は、緊急時の医療機関の連絡先を控えておきましょう。

② 内部障害や病気の人に必要とされる支援

- ・緊急時の医療機関に連絡するなど、避難生活等の対応に協力しましょう。



12 様式

(1) 避難行動要支援者登録名簿

自治会名： (名)

自治会・自主防災会用

連番	二次元コード	氏名漢字	氏名かな	性別	年齢	住所	電話番号	対象者区分	備考

(2) 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画書の作成に伴う同意申請書

避難行動要支援者名簿の提供及び 個別避難計画書の作成に伴う同意申請書

本市では、大規模災害発生時、高齢者や障害者などの要配慮者のうち、特に避難支援を必要とする方を「避難行動要支援者」とし、**対象者本人または家族の同意を得られた場合**、自治会長や民生委員などの地域で支援活動を行う方へ、住所や氏名等を名簿化したものを年2回(2月・8月)情報提供しています。

また、令和3年に災害対策基本法が改正され、名簿掲載者の確実な避難行動を最大限支援するため、普段の状態や災害時の支援者など、一人ひとりに合った「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となりました。

■同意にあたって

本市では、「避難行動要支援者名簿」と「個別避難計画」を避難支援者に共有することで、大規模災害時における地域での共助活動の強化を図っています。

つきましては、平時からの名簿の提供や個別避難計画の作成にあたり、対象者ご本人またはご家族の同意が必要となりますので、**同意される方は「同意します」を、個人情報を提供したくない場合や家族が支援できる方などは「同意しません」にチェックを入れて、同封の返送用封筒にてご返送ください。**

なお、同意された方は、別紙「事前記入シート」も併せてご返送をお願いいたします。

私は、上記内容を理解し、地域による支援を希望するため、支援に必要な個人情報を避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に掲載し、自治会や民生委員などの避難支援等に携わる関係者に平常時から提供（提供先の選択不可）することに

☐同意します

☐同意しません（拒否）

年 月 日 氏名（対象者）

※同意の意思については、変更の申し出がない限り自動継続とします。

・現在、対象者の方は施設に入所していますか？ ☐入所中 ☐利用していない

【代理署名】本人が署名できない場合

フリガナ		続柄	
氏名		電話番号	
住所			

※代理人署名の場合、本人名（対象者）も忘れずにご記入ください。

(3) 個別避難計画書

秦野市個別避難計画(例)

作成日：20●●年●月●日

登録番号 	自治会長	自治会 太郎	自治会名	○×自治会
	自主防災会長	自主防災 次郎	民生・児童委員	民生 三郎
	福祉専門職	福祉 四郎	事業所名： ○○支援センター	
	市担当者	防災課	☐ 高齢介護課 ☒ 障害福祉課	

フリガナ	ハタノ イタロウ		住所	秦野市 桜町1-2-345				
氏名	秦野 市太郎		電話番号	○○○-○○○○-○○○○	性別	男	血液型	A
生年月日	☐ 大 ☒ 昭 ☐ 西暦	7年7月7日(92歳)	電話番号	○○○-○○○○-○○○○	障害者手帳	☒ 身体(1級)	療育()	精神()
心身の状況	要介護() ☐ 身体 ☐ 認知 その他・備考 ・長距離歩行困難(短い距離なら自力で歩行可能) ・在宅酸素療法が常時必要 ・コミュニケーション可能、食事、排泄介助等、一部介助が必要							
医療情報 ※命に関わるもののみ	医療機関名	担当医	疾病等	備考				
	××病院	△△先生						
	※「お薬手帳」を携帯しましょう							
同居親族等	氏名	続柄	電話番号	避難支援	備考(日中不在など)			
	秦野 桜子	妻	○○○-○○○○-○○○○	☒ 可 ☐ 不可	基本行動は一緒			
	ハタノ ゴロウ 秦野 五郎	長男	○○○-○○○○-○○○○	☐ 可 ☒ 不可	日中不在(仕事のため)			
緊急連絡先	氏名	続柄	電話番号	避難支援	備考(居住地など)			
	秦野 六郎	次男	○○○-○○○○-○○○○	☐ 可 ☒ 不可	愛知県名古屋市在住 連絡は取れるが、支援は難しい			
				☐ 可 ☐ 不可				
				☐ 可 ☐ 不可				

避難支援者	氏名	地域・組織等	電話番号	備考	同意
	共助 守	近隣	0463-●●●-●●●●●	声がけ実施	☒
	自治 助五郎	自主防災	0463-○○-○○○○○	避難所への共助	☒

※ 避難支援者の個人情報についての同意となります。

災害時に 心配なこと・ 必要な支援	【 避難時 】 ・高齢者の夫婦世帯のため、自分たちで対応できるか不安 ・長距離歩行が困難なため、避難時は「車いす」や「リアカー」が必要(自宅に車いす保有) ・通常、在宅酸素は酸素濃縮器を使用しているが、停電時等は予備のバッテリー又は携帯用ポンペが確保できるかが心配
	【 避難所生活時 】 ・車いすが使用できるスペースの確保が必要(トイレや段差) ・携帯用ポンペの替えが必要(酸素ポンペを切り替える補助者が必要) ・電気があれば、酸素濃縮器を使用したい。 ・おむつや流動食等の備蓄があるか心配

居住地の ハザードマップ等	☒ 土砂災害警戒区域	☐ 浸水（浸水深 ～ は ☐ 垂直避難可能）
	☐ その他（旧耐震基準による建築住宅）	

一時（いっとき）避難場所	移動手段（徒歩・車いす等）	距離	移動時間
●●公園	車いす	1km	15分
市の避難所	移動手段（徒歩・車いす等）	距離	移動時間
△△中学校	車いす	3km	45分
福祉避難所	移動手段（徒歩・車いす等）	事前の調整	
		済	未

※福祉避難所は必ず開設される訳ではありません。

自由記述欄

【〇〇支援センター：福祉四郎の意見】

- ・日常的に在宅酸素（定流量0.1）の投与が必要なため、避難時は携帯用酸素ボンベ2本を携行する。
- ・携帯用酸素は2本で最大40時間持つことから、酸素が無くなる前に医療機関等に搬送できればいいが、難しい場合の対応について、事前に確認しておく。

【自主防災会長の意見】

- ・地域支援としては、マンパワーや車いすを押すことは可能
- ・食事・排泄介助は支援の仕方が分からないため、家族や施設に任せるしかない。
- ・在宅避難の場合は、定期的な声掛け、支援は自主防災課で行う。

【市の意見】

- ・自宅の避難スペースを確保することで、在宅避難は可能
- ・家具の転倒防止、必要物資の備蓄を徹底が必要

地図



災害発生から避難所までの支援行動【まとめ】

発災初期	一時避難場所まで	市の避難所まで	避難所での支援
家族による安否確認 組長による安否確認	近隣者（共助氏）と 自主防災会で支援	自主防災会で支援	家族支援

【計画作成及び個人情報使用の同意について】

※ 災害時に円滑な避難ができるように本計画を作成し、関係機関等で共有すること、計画作成により支援が必ず受けられることを保証するものではなく、関係機関等が法的な責任や義務を負うものでないことについて理解し、同意します。

署名 秦野 市太郎

代筆 (関係)

避難行動要支援者の避難支援対策手引 第3版

編集発行 秦野市 暮らし安心部 防災課
福祉部 高齢介護課、障害福祉課
秦野市桜町一丁目3番2号
TEL 0463-82-5111（代表）